

ネット回線費返金

レオパレスに要求

オーナー62人提訴

不動産大手「レオパレス21」（東京）が、インターネット回線の保守費用などの名目で、同社と契約しているアパートオーナーから料金を徴収していたのは不

当だとして、全国のオーナー六十二人が四日、約一億八千万円の返金を求めて名古屋地裁に集団提訴した。

訴状などによると、オーナーは同社の請負でアパートを建築し、同社に一括で

賃貸している。同社はアパートの各部屋で専用のネット回線を通じてテレビ番組や映画、ゲームなどのサービスを提供。当初、オーナー側の負担はなかったが、二〇一〇年ごろから「サービス維持に必要」としてオーナーと契約を結び、保守費用として一戸当たり月額千五百七十五円を徴収するようになった。だが、契約を結ばないオーナーのアパートでもサービスは継続されたといい、同社の説明は事実と反するとして、オーナー側は返金を求めた。

同社の担当者は「訴状が届いておらずコメントできない」と話した。